ACSES ニュースレター_２２５５号（2022 年２月３日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇スクラップ工場火災　“金属ゴミ”に引火か<Web 報道>
◇元製造工場の地下水 基準値大幅に超える有害物質を検出 神奈川<放送報道>
◇出雲大社分祀に産廃不法投棄か　千葉、建設会社の元社長ら逮捕<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:超音波洗浄機で火災等<消費者庁>
・「除細動器」のバッテリー　救急隊が装着せず出動<放送報道>
◇事故、事件の続報
・統計不正防止策の未実施が判明　各府省監督の専門家派遣始まらず<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・1 週間で救急搬送困難 5303 件　感染急拡大、3 週連続の最多更新<Web 報道>
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について<環境省>
・ガソリン放火、排煙設備が命救う可能性　過去の火災でも機能、設置支援を<新聞報道>
・大学のハラスメント対策、データにこだわる　効果的だった事例を評価<新聞報道>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２７３報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）<厚生労働省>
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２７２報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）<厚生労働省>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（令和 2 年 12 月 14 日基発 1214 第 1 号）<厚生労働省>
[4] 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について<厚生労働省>
[5] 農薬
◇農薬「フロラスラム」に係る食品健康影響評価を公表しました<内閣府食品安全委員会>
◇農薬「フルエンスルホン」に係る食品健康影響評価を公表しました<内閣府食品安全委員会>
◇農薬「フルトリアホール」に係る食品健康影響評価を公表しました<内閣府食品安全委員会>
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。<農林水産消費安全技術センター>
[6] 食品安全衛生関係
◇遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号に基づき厚生労働大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（厚生労働省告示第 25 号）<官報>
◇食品安全関係情報を更新しました<内閣府食品安全委員会>
◇広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果について<農林水産省>／熊本県産アサリ 11 日

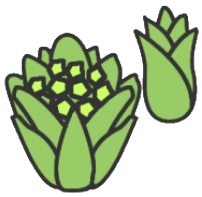
蕗の薹（フキノトウ）

以降流通せず 産地偽装で熊本県が出荷停止へ<新聞報道>

[7] 廃棄物関係

◇産廃不法投棄の香川・豊島、遮水壁撤去開始　処理事業最終段階に／設置から 20 年、ようやく「壁」撤去　産廃からの再生道半ば　豊島<新聞報道>

◇廃ペットボトル争奪戦　飲料メーカーと自治体の連携に「待った」<新聞報道>

[8] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　２件　　［公募結果、意見募集結果］　２件　　［調査結果］　１件

[9] その他省庁発表　　２件

[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　11 件　　［開催記録、報告、資料等］　２件

[11] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：７件　　◇その他：７件

[付録]

◇アイリスオーヤマの偽通販サイトに用心を カード不正利用の被害も<新聞報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇スクラップ工場火災　“金属ゴミ”に引火か

<FNN プライムオンライン　2022 年 1 月 31 日> https://www.fnn.jp/articles/-/307869

大阪・枚方市の金属スクラップ工場で火事があり、一時、黒煙が立ち込め、騒然となった。

31 日午後 1 時すぎ、枚方市出屋敷西にある金属スクラップ工場「アルミ銅センター」で、「黒煙と炎が上がっています」と、消防に通報があった。

消防車 15 台が出動し、火は、およそ 1 時間後にほぼ消し止められた。

この火事で、工場の周辺には黒煙が充満し、一時騒然となったが、従業員などが避難し、けが人はいなかった。

工場などによると、敷地内に積み上げていた金属ゴミが入った袋に焼却炉の火が燃え移ったということで、警察と消防が、くわしい出火原因を調べる方針。

◇元製造工場の地下水 基準値大幅に超える有害物質を検出 神奈川

<NHK　2022 年 2 月 2 日>　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220202/k10013463701000.html

神奈川県小田原市と二宮町にまたがる精密機械の元製造工場の地下水から、法律の基準値を大幅に超える有害物質が検出されました。

小田原市によりますと、これまでのところ健康被害は確認されていないということですが、周辺には生活用水として井戸水を使っている住宅もあるため、県と市は住民に知らせるとともに周辺の地下水の調査を急ぐ方針です。

環境基準を超える有害物質が検出されたのは、小田原市と二宮町にまたがる精密機械の元製造工場の地下水です。

この工場は、12 年前まで稼働していましたが、その後、別の所有者の敷地になり、去年 11 月に工場を取り壊すために敷地の地下水を調べたところ、15 地点のうち 5 つの地点で、法律の基準を大幅に超える「テトラクロロエチレン」が検出されました。

検出の値は、最大で基準値の 410 倍の濃度で複数の地点では、テトラクロロエチレンが分解して作られる別の有害物質も法律の基準値を超えて検出されたということです。
周辺には、生活用水として井戸水を使っている住宅もあるということですが、小田原市によりますと、これまでのところ健康被害は確認されていないということです。
その一方で、神奈川県と小田原市では基準値を超える「テトラクロロエチレン」を含む井戸水などを長期間飲み続けると、がんになるリスクが高くなるとされているとして、住民に今回の結果を知らせるとともに周辺の地下水の調査を急ぐ方針です。

◇出雲大社分祀に産廃不法投棄か　千葉、建設会社の元社長ら逮捕

＜共同通信　2022 年 2 月 2 日＞　https://nordot.app/861406034799919104?c=39546741839462401

出雲大社（島根県出雲市）の分祀で千葉市若葉区にある「千葉総国講社」の境内に産業廃棄物を埋めたとして、千葉県警は 2 日、廃棄物処理法違反の疑いで、千葉市中央区の「鈴木建設」元社長鈴木康之容疑者（58）と同社従業員ら計 5 人を逮捕した。捜査関係者への取材で分かった。千葉総国講社は 2020 年 4 月に完成、同社が建設を請け負っていた。

逮捕容疑は 19 年、同講社の境内にコンクリート片など約 16 トンを埋めた疑い。県警は、別の工事現場で発生した廃棄物を処理していたとみて調べる。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:超音波洗浄機で火災等

＜消費者庁　2022 年 2 月 1 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027482/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220201_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：７件
（うち照明器具３件、シュレッダー２件、フッドミキサー（ブレンダー）１件、
ポータブル電源（リチウムイオン）１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：９件
（うち超音波洗浄機１件、電気冷温風機１件、電気ストーブ１件、コンセント１件、自転車１件、
ＩＨ調理器１件、洗浄剤１件、オーブントースター１件、食器洗い乾燥機（ビルトイン式）１件）

・「除細動器」のバッテリー　救急隊が装着せず出動

＜テレ朝 news　2022 年 2 月 2 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000243554.html

東京消防庁の救急隊が心肺停止の男性を搬送した際に、電気ショックなどを行う機器のバッテリーを装着せずに出動していたことが分かりました。

東京消防庁は、丸の内消防署の救急隊が先月 31 日、電気ショックなどを行う「除細動器」のバッテリーを装着せずに現場まで出動していたと明らかにしました。

救急要請があった 70 代の男性は心肺停止の状態で搬送され、病院で死亡が確認されました。

「除細動器」は男性が病院に収容されるまでのおよそ 12 分間、使用できなかったということです。

東京消防庁によりますと、搬送先の医師は「除細動を実施していても、効果は期待できなかった」との見解を示しています。

◇事故、事件の続報

・統計不正防止策の未実施が判明　各府省監督の専門家派遣始まらず

＜共同通信　2022 年 2 月 1 日＞　https://nordot.app/861198790601523200?c=39546741839462401

2018 年末に発覚した厚生労働省の毎月勤労統計不正問題の再発防止策として、政府が 21 年度から各府省に専門家を派遣し作成過程を監督すると閣議決定したのに、実施されていないことが分かった。国土交通省の建設受注統計書き換えが問題化する中、体制強化策も事実上放置され、統計業務に対する意識の低さが改めて浮き彫り

となった形だ。関係者が１日、明らかにした。

政府内では毎月勤労統計で不正な抽出調査が判明したのをきっかけに点検した結果、特に重要と位置付ける「基幹統計」の約４割で不適切な処理が見つかった。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・1週間で救急搬送困難5303件　感染急拡大、3週連続の最多更新

＜共同通信　2022年2月1日＞　https://nordot.app/861178912010993664?c=395467418394624 01

総務省消防庁は1日、搬送先がすぐに決まらない「救急搬送困難事案」が、1月24～30日の1週間に全国で計5303件あったと発表した。前週の4950件を上回り、過去最多を3週連続で更新。このうち新型コロナ感染が疑われるのは35%に当たる1833件だった。

コロナ疑い事案は前週から29%の増加。全体に占める割合も前週より高まっており、オミクロン株による感染急拡大が影響しているとみられる。

最多は東京消防庁の2668件で前週からは1%の微増だが、うちコロナ疑いは22%増の806件だった。大阪市消防局は全体では28%増の527件で、コロナ疑いは43%増の205件。

・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について

＜環境省　2022年2月1日＞　https://www.env.go.jp/press/110459.html

環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和４年２月１日（火）に行い、判定結果を機構に通知しましたので、お知らせします。

◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）

医療費等の申請に係る166件、特別遺族弔慰金等の請求に係る37件について医学的判定を行いました※１※２。

これらのうち、石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。

※１　うち42件（医療費等：33件、特別遺族弔慰金等：９件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。

※２　このほか、認定の更新申請に係る１件について、認定疾病が有効期間の満了後においても継続するとは認められないとの医学的判定が行われました。なお、認定の更新申請に係るその他の案件については、申請書に添付された診断書等において認定疾病が有効期間の満了後においても継続することが明らかであったことから、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給関係）について（通知）（令和元年５月７日 環保企発第1905071号 環境省大臣官房環境保健部長通知）」等に基づき、環境大臣に医学的判定を申し出ることなく、機構において更新の手続がとられています。

添付資料

別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117408.pdf

・ガソリン放火、排煙設備が命救う可能性　過去の火災でも機能、設置支援を

＜京都新聞　2022年2月1日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/722385

一酸化炭素（ＣＯ）中毒で多大な犠牲が出た大阪・北新地のビル放火殺人事件では、現場のビルに排煙設備を取り付ける義務はなく実際になかった。２０１３年の兵庫県宝塚市役所で起きた放火事件でも同様にガソリンに引火されたが、死者は出なかった。天井近くの排煙窓が機能したことも理由の一つとされ、設置に向けた支援が必要との声が上がる。

■市役所へのガソリン放火で実際に機能

「窓開けろ、排煙窓、全部開けえ！」。宝塚市役所１階で

・大学のハラスメント対策、データにこだわる　効果的だった事例を評価
＜朝日新聞　2022 年２月１日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1X5KC3Q1VULBJ010.html
---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２７３報）　（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5k1hS6DOAVBsufxY
１　自治体の検査結果
青森県、岩手県、仙台市、さいたま市、千葉県、東京都、文京区、横浜市、相模原市、山梨県、長野県、静岡県、神戸市、徳島県
　※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
　　※ 基準値超過　なし
３　国立医薬品食品衛生研究所における検査
　　※　基準値超過　なし

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２７２報）　（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4kllT6TwBVRovThY
１　自治体の検査結果
札幌市、岩手県、宮城県、群馬県、神奈川県、静岡県、京都市
　※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
　　※ 基準値超過　なし
３　国立医薬品食品衛生研究所における検査
　　※　基準値超過　なし
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7xW5CaIPXInNPlV9Y
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）
＜厚生労働省　2022 年２月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=rVf5VVqp9mntk0w_Y
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a5E9jSaL2A1Juvr5Y
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年２月２日版）
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-lF9V7zoHUxwpKBY
・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=rVf7S-BNHsuPfDo_Y
・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7xW5CaIPXInNPnl9Y
・We released new posterd for infection prevention on COVID-19 in Yasashii-Nihongo
＜厚生労働省　2022 年２月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-lH6-QXSNdTLZ2BY

◇マスコミ報道　見出し

・イヌ、ネコのコロナ実態把握へ　各地の動物病院と連携
＜共同通信　2022 年２月１日＞　https://nordot.app/861187346782666752?c=39546741839462401

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6kFtR6z4DVxgtXBY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5k1hS6DOAVBsvPxY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました
＜厚生労働省　2022 年２月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7Re5FRrptimt029_Y

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・追加接種（３回目接種）についてのお知らせ
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2nFdd5zIPWxQhABY
・職域追加接種の企業向け説明会資料を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2nFdd5zIPWxQhMBY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7xW5CaIPXInNPnd9Y
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2022 年２月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5k3m5RnOKcjXYbxY

・３回目ワクチン、３０％止まり　方針迷走、接種券の壁―開始２カ月
＜時事ドットコム　2022 年２月２日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022020100938&g=soc

・流行抑制「期待薄」も重症化予防　「早期接種を」と専門家―ワクチン３回目
＜時事通信　2022 年２月２日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022020101049&g=soc

・職場接種「５００人以上」でも可能に 厚労相
＜産経ニュース　2022 年２月１日＞
https://www.sankei.com/article/20220201-UCJM4LFC7VKCNHDBT55A7UPP4E/

・ファイザー、4 歳以下接種を申請　米当局に、3 回を想定
＜共同通信　2022 年２月２日＞　https://nordot.app/861394583412441088?c=39546741839462401

◇大学等関係

・コロナ下で大学が「一方通行」に コーンに沿って粛々、不便さは改善
＜毎日新聞　2022 年２月２日＞　https://mainichi.jp/articles/20220201/k00/00m/040/090000c

東京都豊島区の大正大学では新型コロナウイルスの感染急拡大を受けて、2021 年４月ごろからキャンパス内の移動を、正門を起点にして時計回りに一方通行とする独自のルールを設けている。コロナ以前は学生が自由に行き交い、談笑する光景が至る所で見られた。しかし適用後はマスク姿で、動線を分けるコーンに沿って粛々と教室を移動する日々。大勢の学生がいても、学内は不思議なほど静けさに包まれている。

同大総務部総務課の高瀬敏康さん（42）によると、同ルールを導入したのは、第一に学生同士の物理的な接触を避けるため。第二に学生で混雑するスペースを作らないようにするためだ。学内に密な状態を極力作らず、感染リスクを低くしようという狙いがある。また新入生へ校舎を分かりやすく示す目的もあるという。

しかし導入当初は、多くの在校生が戸惑った。「U ターンができないため、教室から一度出ると戻ることが難しい。教室移動にも時間がかかってしまう」と人間学部 3 年の神田恵理子さん（21）は話す。

大学側では、こうした不便を解消すべく、入構できる場所を 2 カ所に増やし、正門から遠い教室へ入りやすいようにした。また遠回りをしないで済むよう、キャンパスを横断できる道も設けた。1 カ月たつ頃には戸惑いの声は減ったという。キャンパスが決して広くはない同大学。「慣れると、ごった返していたキャンパスがスッキリし、移動の不便さが気にならなくなった」と神田さんは話す。

一方通行は、コロナ下でも学生を締め出さず、制限はあってもキャンパスライフが送れるように配慮した方策といえる。高瀬さんは「4 月からの新年度も現行のルール継続を検討中」と話している。

・コロナでの臨時休校・学級閉鎖目安「５日程度」に　文科省が新指針
＜毎日新聞　2022 年 2 月 2 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220202/k00/00m/040/303000c

文部科学省は２日、新型コロナウイルス感染に伴う小中高校の臨時休校や学級閉鎖の期間について、目安を従来の「５～７日程度」から、「５日程度」に短縮した新たなガイドラインを都道府県の教育委員会などに通知した。従来株より潜伏期間が短いとされる変異株「オミクロン株」の特性を踏まえた措置で、文科省の担当者は「子どもを自宅でみられないなど各家庭の事情や学習の継続も考慮して、必要最小限の期間とした」と説明している。

文科省は、新たなガイドラインでも、同じ学級で複数の児童・生徒の感染が判明したり、感染者が１人でも風邪症状や濃厚接触者が複数いたりする場合、学級閉鎖にするとした従来基準を維持。複数の学級閉鎖で学年閉鎖に移行し、複数学年の閉鎖で臨時休校となる。

ただ、年明けからの感染急拡大に伴い、小中学校などで休校や学級閉鎖が相次ぎ、学校に通えなくなった子どもの受け皿が不十分なケースが多い。各家庭への負担も懸念されることから、新たなガイドラインでは５～７日程度としていた学級閉鎖や休校の目安期間を「５日程度」に短くした。

また、保健所業務の逼迫（ひっぱく）を受け、濃厚接触者の特定などを目的とした休校で疫学調査が十分にできなかった場合でも、５日程度を目安に学校を再開できるとした。この際、感染者や濃厚接触者、発熱などの風邪症状がある児童・生徒は、登校を控えるよう求めている。

◇マスコミ報道　見出し

・感染対策の重点、知事会「学校や保育所に転換を」　首相は前向き姿勢
＜朝日新聞　2022 年 2 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ216DGHQ21UTIL041.html
・同居家族の濃厚接触待機、7 日間に短縮 対策実施後、発症ない場合
＜毎日新聞　2022 年 2 月 2 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220202/k00/00m/040/359000c
・勝利も降伏も「時期尚早」 WHO、警戒継続訴え
＜共同通信　2022 年 2 月 2 日＞　https://www.47news.jp/news/7362532.html
・留学生 400 人の入国を容認　政府、水際強化措置の例外
＜共同通信　2022 年 2 月 1 日＞　https://nordot.app/861158182205931520?c=39546741839462401

◇マスクして 50cm 以内の会話 リスク高まる 富岳シミュレーション
＜NHK　2022 年 2 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220202/k10013463681000.html
スーパーコンピューター「富岳」を使った研究で、新型コロナウイルスのオミクロン株はマスクをした状態であっても 50 センチ以内に近づいて会話をすると感染リスクが高まることがわかりました。
神戸市にある理化学研究所などの研究チームは、新型コロナウイルスの飛まつの広がりをスーパーコンピューター「富岳」を使って研究しています。
今回は、従来株よりも感染力が強いとされるオミクロン株の影響を調べるためデルタ株の 1.5 倍の感染力と想定して、これまでに起きたクラスターの状況などをもとにシミュレーションしました。

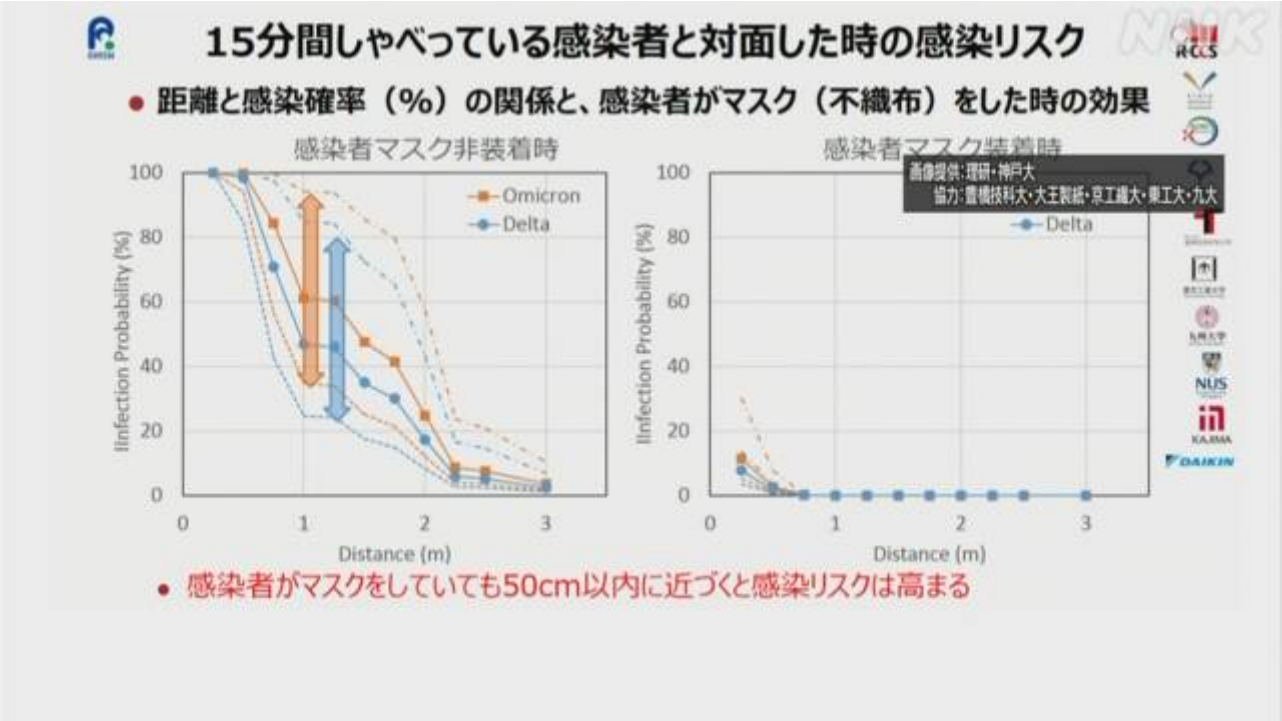

その結果、感染している人と 15 分間対面で会話したときの平均の感染確率は、感染者がマスクをしている場合、1 メートル以上の距離ではほぼ 0%でしたが、50 センチ以内の距離ではおよそ 14%に高まり、マスクをして会話をする場合でも十分な距離をとることが必要だとしています。

一方、感染者がマスクをしていない場合は 1 メートルの距離でおよそ 60%、50 センチ以内の距離ではほぼ 100%となりました。

また、イベント時に隣に座った人と会話をしたシミュレーションでは、感染者がマスクをした場合、隣の人は 40%、感染者がマスクをしていない場合、周囲の人に 50%近い感染確率が確認されました。

一方で、距離をとって座った場合には感染のリスクが低く押さえられるということです。

今回の研究結果から研究チームは、学校の授業などはマスクをして十分な距離をとれば感染リスクは低いと指摘し、近い距離で会話することが増える休み時間は飛まつが充満しないよう短時間で複数に分けて取ることも対策の一つだとしています。

理化学研究所の坪倉誠チームリーダーは「マスクをつけることに加え、人との接触時間や会話する距離をもう一度、原点に戻って考えてもらうことが重要だ」と話していました。

感染している人との対面会話では

今回のシミュレーションでは、感染している人がマスクをしていない場合と、している場合とで対面で会話したときの平均の感染確率が、どう違うかも分析されました。

15 分間、対面で会話したときの平均の感染確率は、感染者が

◇マスクをしていない場合

▽50 センチ以内の距離では、ほぼ 100%

▽1 メートルの距離で、およそ 60%となりました。

また、

◇マスクをしている場合でも、

▽50 センチ以内の距離では、およそ 14%となった一方

▽1 メートル以上の距離では、ほぼ 0%となりました。

また、会話する時間が長くなると感染確率は上昇し、50 センチの距離で 1 時間会話すると、マスクをした状態でも感染確率は平均でおよそ 10%、最大では 27%余りになるということです。

研究チームは、マスクをして会話をする場合でも十分な距離をとることが必要だとしています。

イベントで隣の人と会話では

イベント時に隣に座った人と会話をした場合の、飛まつの広がり方も分析されました。
イベント会場の席に座り、間隔を空けず隣の人と１時間の会話をした時、
▽感染者がマスクをしていない場合、斜め前の人の感染確率が 56％など、周囲の複数の人に感染の可能性があり、
▽マスクをした場合でも、隣の人は感染確率が 40％になることがわかりました。
一方で、
▽感染者がマスクをして１席分の間隔を空けて座った場合には、感染リスクを大幅に抑えられるということです。
研究チームは、イベントでの感染対策には、マスクをするだけでなく適切な距離をとることが重要だとしています。

飲食店での感染のリスクは

飲食店での感染のリスクについても分析が行われました。
シミュレーションは、およそ 44 平方メートルの飲食店で 16 人の客がマスクを外して１時間滞在し、感染している客の１人が大声で 30 分間会話するという想定で行われ、店内のエアコンや換気設備などが飛まつの拡散にどのように影響するのかを分析しました。
その結果、
▽法律で店内に設置することが義務づけられている換気装置だけが作動している場合と、
▽それに加えて、エアコンも作動させた場合を比較すると、
エアコンも作動させた方が、空気がかき混ぜられることから、感染確率が２割から３割程度、減少することがわかりました。
さらに、
▽ちゅう房の換気扇を作動させ、
▽テーブルにパーティションを設置すると、
感染確率は３分の１程度まで下がることが分かりました。
坪倉誠チームリーダーは「社会全体として考えたときに、いちばん平均化した方法で分析した。個別のケースでは、どこに高いリスクがあるのか分かれば、いろいろな対策がある」として、こうした分析を元に、個別の店舗に応じた対策を実施することが重要だという認識を示しました。

カラオケボックス 歌う時の位置で変わる？

カラオケボックスで歌う際に座る位置で感染リスクがどう変わるかも調べられました。
およそ８平方メートルの定員９人のカラオケボックスに、マスクを着用せずに１時間滞在し、感染者が１人いた場合を想定しています。
その結果、定員いっぱいの９人では、
▽全員が大声で歌い続けた場合、平均の感染確率は 35％で、2.8 人の新規感染者の発生が予測されましたが、
▽1 人ずつ自分の席で歌った場合には、平均の感染確率は 9％で、新規感染者数は 0.7 人に抑えられました。
また、グループを分割して、同じ部屋に入る人数を減らすことで感染リスクを低く抑えられることも分かりました。
さらに、
▽部屋の排気口の下で１人ずつ歌った場合は、平均の感染確率は 4％、新規感染者数は 0.3 人と、自分の席で歌った時に比べ感染リスクを半減できるとしています。
研究グループは、歌う場所を決めることで、飛沫の発生か所が限定され、感染リスクの低減が期待できるとしています。
今回のシミュレーションでは、座席の位置で感染リスクが変わることのほか、歌う人以外がマスクをすることで、新規感染者の発生が２分の１から３分の１ほど低減できることが明らかになりました。

****

[3] <u>労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（令和2年12月14日基発1214第1号）</u>

＜厚生労働省　2022 年１月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220124K0050.pdf

基発1214第１号

令和２年12月14日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第 340 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 193 号。以下「改正省令」という。）が令和２年 12 月２日に公布され、令和３年１月１日から施行することとされたところである。改正政令及び改正省令の趣旨、要点等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達記載の内容については、別添のとおり、関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第１　改正の趣旨

１　改正政令の趣旨

本改正は、「令和２年度第２回化学物質のリスク評価に係る企画検討会」（令和２年９月４日開催）の議論を踏まえ、ベンジルアルコールを以下の（１）から（３）までの措置の対象となる物質（以下「対象物質」という。）として追加するため、必要な改正を行うものである。

（１）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第１項の規定による化学物質の名称等の表示（ラベル表示）

（２）法第 57 条の２第１項の規定による化学物質の名称等の通知（安全データシート（SDS）の交付）

（３）法第 57 条の３第１項の規定による化学物質の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）

２　改正省令の趣旨

本改正は、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）別表第２において、ベンジルアルコールを含有する製剤その他の物に係る裾切値（対象物質を含有する製剤その他の物中の当該対象物質の含有量がその値未満の場合、名称等の表示義務等の対象とならない値）を設定するものである。

第２　改正の要点

１　施行期日及び経過措置

施行期日は令和３年１月１日としたこと。ただし、改正政令の施行の際現に存在するベンジルアルコールについては、名称等の表示義務に係る法第57 条第１項の規定は、令和３年６月 30 日まで適用しないこととしたこと。

２　改正政令関係

（１）基本的事項

ア　改正の基本的な内容

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）別表第９に「ベンジルアルコール」を追加したこと。

なお、「ベンジルアルコール」は、当該化学物質による労働災害事案が多発していることから追加したものであること。

イ　事業者が実施すべき事項についての基本的な考え方

ベンジルアルコールについて事業者が実施すべき事項に係る基本的な考え方は、本通達によるほか、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」（平成 12 年３月 24 日付け基発第 162 号）及び「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）」（平成 27 年８月３日付け基発 0803 第２号）等によるべきものであること。

ウ　留意事項等

ベンジルアルコールは、職業性疾病（慢性）に関して安全に使用するための基準が示されている物質である一方、令別表第９に掲げる物以外の物質には危険有害性が不明なものがあるため、事業者に対して、対象物質以外であっても危険有害性が不明な物質への代替を推奨するものではないことに留意すること。

（２）細部事項

ア　塗料の剥離及びかき落とし作業について

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（令和２年８月 17 日付け基安化発 0817 第２号（令和２年 10 月 19 日一部改正）。以下「課長通知」という。）の記の２（２）に則ったばく露防止のための措置を行うこと。

イ　ベンジルアルコールを含有する剥離剤の取扱い作業において講ずべき措置

剥離剤にベンジルアルコールが含有されている場合は、課長通知の記の３（１）イに則った措置を講ずること。

３　改正省令関係

ベンジルアルコールの CAS 番号及び裾切値は別紙のとおりであること。

****

[4] ***剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について***

◇剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（改正）（令和2年10月19日基安化発1019第2号）

＜厚生労働省　2022年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220124K0040.pdf

---

◇剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（再注意喚起）（令和3年4月30日基安化発0430第3号）

＜厚生労働省　2022年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220124K0060.pdf

---

◇剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）（令和3年7月5日基安化発0705第2号）

＜厚生労働省　2022年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220124K0080.pdf

---

◇剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和3年7月26日事務連絡）

＜厚生労働省　2022年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220124K0090.pdf

---

◇剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和3年12月22日事務連絡）

＜厚生労働省　2022年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220124K0100.pdf

---

◇剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）（令和3年12月22日基安化発1222第3号）

＜厚生労働省　2022年1月24日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220124K0110.pdf

****

[5] ***農薬***

◇農薬「フロラスラム」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2022年1月26日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20210630147

◇農薬「フルエンスルホン」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2022年1月26日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20211208249

◇農薬「フルトリアホール」に係る食品健康影響評価を公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2022年1月26日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20211208250

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022年1月28日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/
****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号に基づき厚生労働大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（厚生労働省告示第25号）

［官報］　令和４年２月２日　号外　第23号　28～31頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220202/20220202g00023/20220202g000230028f.html
---

◇食品安全関係情報を更新しました
＜内閣府食品安全委員会　2022年1月26日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2021&from_month=12&from_day=28&to=struct&to_year=2022&to_month=1&to_day=14&max=100
2021年12月28日～2022年1月14日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

◇広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果について
＜農林水産省　2022年２月１日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/220201.html
農林水産省は、「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。
1.調査の背景及び目的
国内で販売されるあさりについては、これまで実施した立入検査や科学的分析の結果等から、外国産あさりが混入している疑いがある国産あさりが多量に流通していると推測されたことから、その産地表示の実態を把握するため、今回、全国の広域小売店（1,005店舗）において、原産地別の販売数量の確認や、買い上げたあさりの科学的分析を行いました。
＊広域小売店：事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者
2.調査結果（概要）
令和３年10月から12月末までの間、全国の広域小売店において調査した結果、漁獲量を大幅に上回る量の熊本県産あさりが販売されていることが推測され、また、科学的分析の結果、買い上げた熊本県産あさりのほとんどが「外国産あさりが混入している可能性が高い」と判定されました。
3.今後の対応
本調査の結果から、全国の広域小売店で「熊本県産」として販売されているあさりに外国産あさりが混入している疑いがあると考えられます。
農林水産省では、以下のとおり、関係機関と連携しながら、引き続きあさりの表示の適正化に取り組みます。
(1)本調査により確認した原産地表示の疑義について、関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。
(2)食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。
(3)本調査の結果を踏まえ、水産物の生産、流通及び販売に携わる団体、都道府県水産担当に対し、あさりの産地伝達の確認の徹底等について周知いたします。
公表資料
＜添付資料＞
　広域小売店におけるあさりの産地表示の実態調査結果概要

https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/attach/pdf/220201-3.pdf
広域小売店におけるあさりの産地表示の実態調査結果
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/attach/pdf/220201-1.pdf
あさりの原産地表示の適正化の推進について
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/attach/pdf/220201-2.pdf
調査の結果を農林水産省ホームページに掲載しております。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/kanshitoppage.html#tyousa

・熊本県産アサリ 11 日以降流通せず 産地偽装で熊本県が出荷停止へ
＜朝日新聞　2022 年 2 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ216QCKQ21TIPE00G.html
外国産のアサリが熊本県産と偽装されて流通しているとみられる問題で、農林水産省は 1 日、全国のスーパーでの販売状況を実態調査した結果を発表した。熊本県の年間の漁獲量を大幅に超える量が熊本県産として販売されていたことを踏まえ、熊本県も独自の対策に乗り出した。
熊本県の蒲島郁夫知事は 1 日、農水省の発表を受けて記者会見し、県漁業協同組合連合会の協力を得て 8 日から 2 カ月程度の間、県産の天然活（い）きアサリの出荷を停止すると発表した。「直ちに偽装を根絶しなければ熊本ブランドの未来はない。県として強い決意を持って取り組む」と強調した。
出荷停止で 11 日以降、県産の天然活きアサリは市場から姿を消すことになる。県は、この期間に「熊本県産」として販売されるアサリは海外産の可能性があるとして、小売業者に確認を求める考えだ。
食品表示法では、海外が原産地でも熊本の海に運び入れて成育した期間（蓄養期間）の方が長ければ、熊本県産と表示する規定がある。県はこの規定も産地偽装の抜け道になっているとして、国に見直しを求めると表明した。
「産地偽装 110 番」も 1 日に開設。産地偽装の情報を募り、寄せられた情報を元に、刑事告発も視野に聞き取りや現地調査をするという。

****

[7] *廃棄物関係*

◇産廃不法投棄の香川・豊島、遮水壁撤去開始　処理事業最終段階に
＜毎日新聞　2022 年 2 月 1 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220201/k00/00m/040/111000c
国内最大級の産業廃棄物不法投棄事件が起きた瀬戸内海の豊島（てしま）（香川県土庄（とのしょう）町）で 1 日、汚染された地下水の海洋流出を防ぐ遮水壁の撤去作業が始まった。2000 年の国の公害調停成立から 20 年以上かかった産廃処理事業は、最終段階を迎える。
県は公害調停に基づき、19 年までに計約 91 万 3000 トンの廃棄物と汚染土壌を投棄現場から搬出。その後も地下水の浄化を続け、ベンゼンなどの有害物質が海に流せる国の排水基準を満たしたとして遮水壁の撤去に踏み切った。
遮水壁は鋼製の板で、海に面した現場北側に約 340 メートルにわたり、約 1000 枚が地中に最大約 18 メートルの深さで打ち込まれている。この日は専門家によるワーキンググループの座長、松島学・香川大名誉教授が立ち会い、クレーンで板を 1～2 枚ずつ引き抜く作業を進めた。設置から 20 年以上が経過しており、引き抜けない場合は壁に水が通る穴を開けるなどして対応する。
産廃撤去に取り組んできた廃棄物対策豊島住民会議の安岐正三さん（70）は「遮水壁を取り除くことで瀬戸内海と森が再びつながる第一歩となった。ただ、自然はすぐには戻らない。海や山の美しい自然を取り戻す活動を続けていきたい」と語った。
県は遮水壁を 22 年 3 月までに撤去し、現場の整地などを含めて 23 年 3 月までに処理事業の完了を目指す。

・設置から 20 年、ようやく「壁」撤去　産廃からの再生道半ば　豊島
＜毎日新聞　2022 年 2 月 1 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220201/k00/00m/040/115000c
瀬戸内海の豊島（香川県土庄町）で 1 日、産業廃棄物で汚染された地下水が海に流出するのを防ぐ遮水壁の撤

去が始まった。国と県が約 800 億円を投じ、約 20 年続いた国内最大級の産廃不法投棄事件の処理事業は最終段階を迎えるが、島の再生はいつどのような形で実現するのか。大きな課題がまだ残されている。

汚染地下水の海洋流出対策

青空に伸びたクレーンが、海岸沿いに埋め込まれた巨大な鋼の板をゆっくりと引き抜いていく。ここまで来るのに長い年月を要した。

豊島では 1980 年代から廃車のシュレッダーダストや廃油など許可外の廃棄物が大量に投棄された。住民側は県に不法投棄をやめさせるよう再三求めたが県は黙認を続け、90 年に兵庫県警が強制捜査に入るまで不法投棄は続いた。住民側は廃棄業者への指導を怠ったなどとして 93 年に香川県などを相手に公害調停を申請し、2000 年に県が責任を認め調停が成立。03 年から産廃の島外への搬出を始め、19 年までに計 91 万 3000 トンもの廃棄物と汚染土壌を撤去した。

その後、県はベンゼンなどの有害物質で汚染された地下水の浄化作業に着手。海に流出しないように島の西端に位置する処分地の北側約 340 メートルにわたって約 1000 枚の板を 01 年と 15、16 年に打ち込んだ。21 年 7 月に処分地の全 9 区画で海や川に流せる排水基準を満たしたとして、この遮水壁の撤去に踏み切った。

汚染源なお、不安の声も

ただ、遮水壁の付近などには局所的な汚染源（ホットスポット＝HP）がまだ 3 カ所残る。処理事業の協議に参加する住民からはこれまでの会合で「遮水壁を撤去してよいのか」との指摘も出たが、県は「浄化措置を進めているので問題ない」として撤去が決まった。9 月以降は土がむき出しになった処分地の整地作業が始まるため、基本的には雨水などによる自然浄化に任せることになる。県は HP 近くの 4 区画で排水基準より 10 倍厳しい環境基準を満たすまで地下水の監視を続けるが、いつ達成できるのか見通しは立っていない。

現在、産廃特措法によって処理事業にかかる費用の 5 割超は国が支援しているが、23 年 3 月で期限切れとなる。県はそれまでの事業完了を目指しているが、環境基準を満たすのはその後になると予想される。住民側は跡地を事件の教訓を学べる場にしたい考えだが、県から住民に処分地が返還されるのは環境基準を満たしてからだ。

海岸整備方法、県と住民に溝

長年、この問題に取り組み、1 日の撤去作業を現場で見届けた廃棄物対策豊島住民会議の安岐正三さん（70）は「跡地が環境基準に達し、瀬戸内海国立公園にふさわしい形で整地され、住民に引き渡されるかどうかが今後の課題」と語る。

海岸の整備方法を巡っては、県と住民側で意見が分かれている。住民側は産廃投棄前の姿に近い自然海岸にすることを求めている。一方、県は 00 年の公害調停の条項で「処分地を海水が浸入しない高さとしたうえ、危険のない状態に整地する」と定められているため、遮水壁の撤去後に残る高さ約 6 メートルのえん堤を作り直し、5 メートルほどの新たなえん堤を築く方針を示している。

これまで台風でえん堤が崩れた際は県が補修しており、安岐さんは「返還後は住民が直さなければいけないのか。これまでも県の提案で調停条項の内容が見直されたことが何度かある。自然な姿に戻せるよう柔軟に対応してほしい」と訴える。これに対し、県は「調停条項は重たいもの」と条項の見直しには難色を示す。遮水壁を埋め込むために築いたえん堤を撤去する費用や労力を考えると「えん堤を作り直した方が効率が良い」（県の担当者）というのも理由の一つという。県は土地の整地を始める予定の 9 月から海岸整備に着手する考えだ。

安岐さんは「元の美しい砂浜に戻るまで、あと 100 年くらいかかる。専門家の知見を借りながら、海や山の自然を取り戻す活動を今後も続けたい」と話している。

◇廃ペットボトル争奪戦　飲料メーカーと自治体の連携に「待った」

＜毎日新聞　2022 年 2 月 2 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220201/k00/00m/040/280000c

自治体が回収した廃ペットボトル＝福岡市東区で 2008 年 12 月 22 日、徳野仁子撮影

清涼飲料メーカー各社が自治体などと協定を結んで使用済みの廃ペットボトルの独自回収を進めている。新しいペットボトルに再生する取り組み「ボトル to ボトル（BtoB）」を拡大するためだが、自治体などが回収した容器包装のリサイクルを担う公益財団法人「日本容器包装リサイクル協会（容リ協）」がこの動きに懸念を示す文書を清涼飲料業界に送った。メーカーと自治体の連携はプラスチックごみ削減の一助になるはずだが、容リ協が「待った」をかけた形だ。

廃ペットボトルの回収ルートは、自治体が家庭ごみを回収する「自治体ルート」と、企業などから出る「事業系ルート」の２種類に大別される。容リ協は「容器包装リサイクル法（容リ法）」に基づいてリサイクルを担う「指定法人」で、自治体ルートで回収された年 31 万トンのうち約７割を引き受けている。容リ協引き受け分は現在、一般競争入札で選定されたリサイクル業者が有償で引き取って、再生プラ原料が作られる。

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)に関する御意見募集(パブリックコメント)について

＜厚生労働省　2022年1月24日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210379&Mode=0

◇家庭用品中の有害物質試験法（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）について

＜厚生労働省　2022年1月24日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210380&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]

◇「「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（案）」について（概要）」に対して寄せられた御意見について

＜厚生労働省　2022年1月24日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210300&Mode=1

◇令和３年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業の公募採択事業について

＜環境省　2022 年２月１日＞　https://www.env.go.jp/press/110492.html

[調査結果]

◇幼児期の室内空気汚染物質ばく露と精神神経発達との関連：子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について

＜環境省、国立環境研究所　2022 年１月 25 日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20220125/20220125.html

****

[9] ***その他省庁発表***

◇商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の改正に関する件（外務省告示第 50 号）

［官報］　令和４年２月２日　号外　第 23 号　1～27 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220202/20220202g00023/20220202g000230001f.html

---

◇令和２年度　大学等における産学連携等実施状況について

＜文部科学省　2022 年２月１日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agcVac4M3GuHmCbL

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和３年度第 15 回「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」を開催します（オンライン開催）　２月９日

＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=rVf7S-BNHsuPfCA_Y

（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について

（２）その他

・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会（令和３年度第 14 回）議事概要　　１月 28 日

＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7xW5CaIPXInNPmN9Y

（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について
（２）その他
・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会　　２月９日
＜厚生労働省　2022 年２月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a5E9jSaL2A1JuuT5Y
１個別労災請求事案に係る医学的事項について
２その他
・令和４年２月７日指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ（オンライン会議）の開催について　　２月７日、非公開
＜厚生労働省　2022 年２月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4kni4R3KLczTZfhY
（１）指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報について（報告）
（２）その他
・第 20 回新薬剤師養成問題懇談会資料　　２月 12 日
＜厚生労働省　2022 年２月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-lGyMw4-OCnNaSBY
（１）薬学教育６年制及び薬剤師に関する状況について
（２）協議事項
　・薬学実務実習に関する連絡会議について
（３）報告事項
（４）その他
・有明海・八代海等総合調査評価委員会（第 48 回）の開催について　　２月９日
＜環境省　2022 年２月１日＞　https://www.env.go.jp/press/110452.html
（１）有明海・八代海等総合調査評価委員会の中間取りまとめ案について
（２）その他
・食品に関するリスクコミュニケーション「一緒に未来を考える～食品中の放射性物質～」を開催します～３月３日（木）に開催、参加者を募集～　　３月３日
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a5E9jSaL2A1Juu75Y
（１）基調講演
「放射線の基礎知識と食品中の放射性物質」
　産業医科大学　産業保健学部長　産業・地域看護学講座　教授　　欅田尚樹氏
（２）行政担当による情報提供
　厚生労働省医薬・生活衛生局
　農林水産省消費・安全局
　経済産業省資源エネルギー庁
（３）意見交換（パネルディスカッション）
・「改正食品衛生法の施行に関する説明会」を開催します　　３月 16 日
～３月 16 日（水）にオンラインで開催、参加者を募集～
＜厚生労働省　2022 年２月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7Re5FRrptimt0w1_Y
　厚生労働省は、食品に関するリスクコミュニケーション「改正食品衛生法（※１）の施行に関する説明会～令和３年６月１日に施行された内容について～」を、３月 16 日（水）にオンラインで開催し、参加者を募集します（事前申込制、参加無料）。
　この説明会では、HACCP（※２）に沿った衛生管理の制度化、営業届出制度の創設・営業許可制度の見直し、食品等の自主回収報告制度の創設などについての情報提供と質疑応答を行います。
　（※１）食品衛生法は、飲食による健康被害の発生を未然に防止するための法律です。平成 15 年の食品衛生法改正から 15 年が経過し、その間、食へのニーズの多様化や食の国際化など、食を取り巻く環境は変化してきました。これらの変化に対応し、食品の安全性を確保するため、食品衛生法の一部を改正し、「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）が平成 30 年６月 13 日に公布され、令和３年６月１日に本格施行されました。

（※２）HACCP とは、Hazard Analysis(危害分析)and Critical Control Point(重要管理点)の頭文字の略で、食品の製造や管理の課程におけるさまざまな危害要因を分析し、その危害要因を除去、低減するのに特に重要な工程を管理することで食品の安全を確保する手法のことです。

・パリ協定６条国際会議の開催について　　第１回：２月 17 日、第２回：３月７日
＜環境省　2022 年２月１日＞　https://www.env.go.jp/press/110412.html
・生態影響に関する化学物質審査規制／試験法セミナーの開催について
＜環境省、国立環境研究所　2022 年１月 18 日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20220118/20220118.html
・オンラインイベント「温室効果ガス研究の最前線ーパリ協定の目標達成に向けてー」開催のご案内（第二報）
　　２月 10 日
＜国立環境研究所　2022 年１月 18 日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/2022/20220117/20220117_1.html
---

[開催記録、報告、資料等]

・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　１月 28 日
＜厚生労働省　2022 年２月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2nHa2SXyFfTrQUBY
１　食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
２　その他
・第 103 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会資料　　２月１日
＜厚生労働省　2022 年２月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6kHq6RXCJcTbcjBY
（１）特別加入制度の見直しに係る関係団体からのヒアリング
（２）労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の要綱等について（諮問）
（３）その他

****

[ ] ***海外の化学物質管理情報***

○国際

○欧州

○米国

****

[8] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・京都府の衰弱野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について
＜環境省　2022 年２月１日＞　https://www.env.go.jp/press/110512.html
・京都府の衰弱野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 16 例目）
＜環境省　2022 年２月２日＞　https://www.env.go.jp/press/110524.html
・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内 12 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2022 年２月２日＞　https://www.env.go.jp/press/110530.html
・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内 14 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2022 年２月２日＞　https://www.env.go.jp/press/110529.html
・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 15 例目）
＜環境省　2022 年２月２日＞　https://www.env.go.jp/press/110523.html
・鹿児島県長島町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 13 例目）に係る搬出制限の解除について
＜農林水産省　2022 年２月１日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220201.html
---
・大量死の原因は新種ウイルス　真珠養殖のアコヤガイ被害で

＜共同通信　2022 年 2 月 1 日＞　https://nordot.app/861209111348756480?c=39546741839462401

水産研究・教育機構の水産技術研究所と愛媛県農林水産研究所は 1 日、真珠養殖に使うアコヤガイが 2019 年以降、同県など各地で相次いで大量死している問題で、新種のウイルスが原因と特定し、検出方法を確立したと発表した。さらに性質を詳しく調べ、防除技術の開発を進める。

両研究所によると、感染した貝と健康な貝の遺伝子を解析して比較し、新種のウイルスを特定。大量死が発生した海域のアコヤガイからもこのウイルスの遺伝子が検出された。研究結果は 3 月の学会で発表する予定。

◇その他

・政府、大学ファンドの制度設計決定　10 兆円規模、24 年度支援開始

＜毎日新聞　2022 年 2 月 1 日＞

政府の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI、議長・岸田文雄首相）は 1 日、大学の研究支援のために創設する 10 兆円規模の「大学ファンド」について、支援先の要件など制度の仕組みを決定した。支援校は数校から開始し、名称は「国際卓越研究大学」とした。2021 年度末にも資金の運用を始め、運用益の目標額は年 3000 億円と見込む。支援校は 23 年度までに公募で選定し、24 年度から 1 校当たり年間数百億円を支援する計画。支援校は段階的に増やすという。

大学ファンドは、長引く日本の研究力低迷の打開策として政府が「異次元の政策」としている。ファンドは国立研究開発法人の科学技術振興機構（JST）内に設置する。支援校の名称は、昨年公表した制度の骨子案では「特定研究大学」としていたが、世界最高水準の研究大学を目指すことを強調するため変更された。

選定の条件は、世界トップクラスの研究者が集まる研究領域の創出・育成▽優秀な博士人材の育成▽若手研究者が存分に研究できる環境の整備――など。支援校には年 3%の事業成長や独自基金の拡充、大学のガバナンス（組織統治）改革を義務付けた。支援対象から漏れた大学には、特定の分野に強みを持つ大学などに対する支援策「総合振興パッケージ」を用意した。

内閣府によると、非公開の会議では、CSTI 議員から「二つの政策を連動させながら研究力強化につなげていくことが肝要だ」「大学改革と基礎研究力強化の、これまでで最大で最後のチャンスと認識している」などの意見があった。

一部の大学教員から支援校が限定されたことに批判が出ていることについては、小林鷹之科学技術担当相は 1 日の閣議後記者会見で「さまざまな意見があることは承知しているが、これまでの延長線上の政策だけでは（世界の）先端大学と伍（ご）する研究力を獲得することは難しい」と述べた。

・日本の研究力、復活なるか　大学ファンド、格差拡大や運用のリスクも

＜朝日新聞　2022 年 2 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ215GKMQ1KULBJ003.html

低迷する日本の研究力を復活させるため、10 兆円規模の基金を運用して 5～7 大学に年数百億円を支援する大学ファンドの案が 1 日、正式に決まった。米英のトップ大学を手本に資金を集中投下するが、どれほどの成果が出るかは未知数で、大学の格差を広げるだけで終わる懸念もある。原資の大部分は国からの貸し付けのため、もし運用に失敗すれば、国民が負担を負うことにもなりかねない。

政府の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI、議長=岸田文雄首相）がこの日、正式決定した。通常国会に関連法案が提出される。

「世界のどこにもない、ある種の政策実験だが、うまくいけば世界から評価される」。CSTI の専門調査会長として、制度設計を主導した上山隆大・元政策研究大学院大副学長は期待する。

日本の研究力は低下が著しい。引用数が上位に入る「トップ 10%論文数」は、主要 7 カ国（G7）で最下位の世界 10 位に転落した。

一方、世界大学ランキングで上位の米英の大学は、この 20 年で研究資金を大幅に増やしてきた。その原動力が寄付や産学連携の資金などを元手にした独自の基金だ。米ハーバード大は 4・5 兆円を運用し、年 2 千億円を稼ぐ。

計画はそれを手本に、10 兆円の基金を株式や債券で運用し、その利益から 5～7 校程度の「国際卓越研究大学（仮称）」に年数百億円ずつ配分する。東京大など旧帝大の運営費交付金と同じ規模で、大学にこれほど多額の資金を増やすのは異例だ。

各大学は研究設備の充実や優…

・学習院大学が科研費で採択率私大１位（全研究機関で２位）を獲得
＜学習院大学　2022 年 1 月 24 日＞　https://digitalpr.jp/r/55154

◇「教師不足」２５５８人　公立学校、昨年の始業日時点―臨時の講師確保できず・文科省初調査
＜時事ドットコム　2022 年 1 月 31 日＞
https://sp.m.jiji.com/article/show/2697051?free=1

文部科学省は３１日、公立学校の「教師不足」の実態を初めて調べたところ、２０２１年度の始業日時点で２５５８人の不足が生じたと発表した。５月１日時点でも２０６５人が不足。小学校では教頭などの管理職が学級担任を代替したり、中学校や高校では教科担任の不足により一時的に必要な授業が行えなかったりする影響があった。

不足は、配置を予定していた教員が病気や妊娠・出産などで欠員となったものの、臨時の教員として採用される講師を十分に確保できないため発生。文科省は、定年を迎えた教員の大量退職に伴って講師が正規採用され、代替要員となる人材が不足していることが原因と分析している。

調査は、都道府県や政令市の教育委員会などを対象に実施。自治体が配置を計画した教員数に対する欠員数を「教師不足」として集計した。

始業日時点の不足は、小学校１２１８人、中学校８６８人、高校２１７人。教師不足が生じた学校の割合は、小学校４．９％、中学校７．０％、高校４．８％に上った。特別支援学校の不足は２５５人で、学校の割合で見ると１３．１％に及んだ。

・公立学校で 2558 人の教員不足　深刻な実態浮き彫り　文科省初調査
＜毎日新聞　2022 年 1 月 31 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220131/k00/00m/040/103000c
文部科学省は 31 日、全国の公立学校のうち 1897 校が 2021 年度の始業日時点で、産休などで欠けた教員の代役となる「臨時教員」（常勤講師）を補充できず、2558 人の「教員不足」が発生していたと発表した。5 月 1 日時点でも欠員を解消できず、1591 校で 2065 人の不足が生じていた。産休や育休を取得する教員の増加や、代役となる講師の候補者不足などが原因とみられる。

文科省が「教員不足」について全国調査をするのは初めて。学級担任がいないため、校長ら学校運営全体を担う管理職が代役をこなす事例も報告され、深刻な実態が浮き彫りとなった。

16 年度に文科省が実施した調査では、公立校で中学校は 6 割近く、小学校は 3 割以上の教員が「過労死ライン」とされる月 80 時間以上の残業をしていた。公立校の労働環境は慢性的に切迫しており、各校で欠員が少数でも負担は大きい。専門家も「深刻に受け止めるべきだ」と指摘している。

・「情報」免許なしで教える公立高校の教員 全国で 1100 人超
＜NHK　2022 年 2 月 2 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220202/k10013461891000.html
3 年後の 2025 年の「大学入学共通テスト」から、すべての国立大学で原則、「情報」が課されることが決まりましたが、公立高校で免許を持たずに情報を教えている教員は全国で 1100 人を超えることがわかりました。10 県では免許を持っていない教員の方が多く、地域間の格差が課題となっています。

・教員不足、ハローワークに求人も…授業できない事態に現場悲鳴「毎日電話で頭下げてる」
＜読売新聞　2022 年 2 月 1 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20220131-OYT1T50274/

****

[付録]
◇アイリスオーヤマの偽通販サイトに用心を カード不正利用の被害も
＜朝日新聞　2022 年 2 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ216W3HQ21PIHB012.html

アイリスオーヤマの公式通販「アイリスプラザ」を装った偽サイトで商品を注文し、クレジットカード情報などをだまし取られる被害が相次いでいる。消費者らから相談を受けた兵庫県警は、ツイッターで発信するなどして注意を呼びかけている。

この偽サイトは、同社の公式サイトから転載した商品写真を並べ、ソファや家電を割引価格で販売しているかのように見せかけている。会員登録や決済の手続きの画面で、氏名や住所、電話番号、クレジットカード番号などの入力が求められる。

昨年6月ごろまでに複数の偽サイトが確認され、アイリスオーヤマの広報室によると、「個人情報を送ってしまった」「現金被害に遭った」といった相談が今年1月だけで全国から100件弱あったという。

同社は、利用の際には正しいURL（www.irisplaza.co.jp）かどうかを必ず確認し、万が一被害に気づいた場合はすぐに警察やカード会社に連絡するよう呼びかけている。

県警にも昨年12月以降、「返信メールが来ない」「商品が届かない」などの相談が約60件寄せられ、情報を取られたと見られるクレジットカードの不正利用も確認された。個人情報やカード情報をだまし取る詐欺の可能性があると県警はみている。

県警へは昨年、偽サイトや詐欺サイト全般に関する相談が742件あった。県警サイバー犯罪対策課の担当者は、偽サイトの見分け方として、公式サイトのURLと同じか▽サイトの作りや日本語が不自然ではないか▽極端に安くないか、などを確認してほしいとしている。

********** 以上 **********